

学校いじめ防止基本方針（令和5年12月改訂）

福島市立岳陽中学校 いじめ根絶委員会

1 いじめ根絶委員会設立の目的

いじめによる自殺や不登校など、陰湿ないじめが社会問題となっている。このようなことはどの子どもにもどの学校にも起こりうる喫緊の問題であるため、本校では「いじめ根絶委員会」を立ち上げ、全職員で組織的にいじめ根絶に関わるとともに、家庭や地域とも情報交換を緊密にしながら協議していく場とする。

2 いじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。（福島市いじめ防止等に関する条例 第2条より令和5年6月改正）

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに対する基本認識

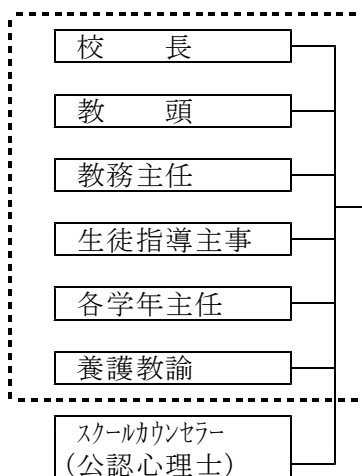
- ① これまでの「いじめは、どこでもどの生徒においても起こり得る」というレベルから、「いじめは現に起きている」というレベルまで危機意識を上げて対応する。
- ② いじめは人間として決して許されない行為である。
- ③ いじめは、暴力行為の有無にかかわらず、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われることで、生徒の生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがある。

(3) いじめの心理

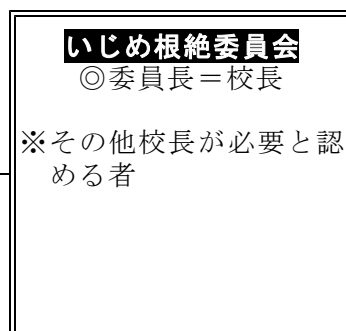
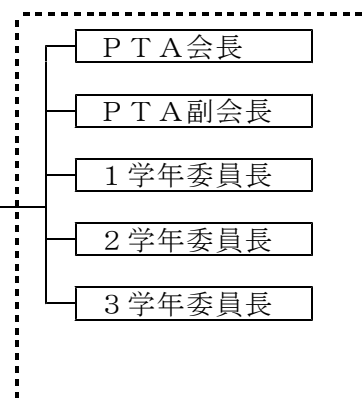
- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団等において、基準から離れた者への嫌悪感や排除意識）
- ③ ねたみや嫉妬感情
- ④ いじめ被害者となることへの回避感情等

3 会の組織

【本校職員】



【保護者】



4 年間計画

月	主な予定	備考（実態把握調査等）
4月	年間計画の確認，定例会①	
5月	いじめ対策校内研修会	アンケート調査①（悩み・いじめ等）
6月		
7月	三者懇談（3年），家庭訪問（1・2年）	
8月	定例会②	アンケート調査②（夏休みの変容等把握）
9月	いじめ対策校内研修会	
10月		アンケート調査③（悩み・いじめ等）
11月	三者懇談（全学年）	
12月	定例会③，家庭訪問（必要な生徒）	
1月		アンケート調査④（冬休みの変容等把握）
2月	定例会④	アンケート調査⑤（悩み・いじめ等）
3月	今年度の反省	

※上記の定例会の他，必要に応じて臨時のいじめ根絶委員会を開催する。

※年度末の反省やいじめ対応を検証し，学校いじめ防止基本方針の見直しと改善を図る。

【取組内容】

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取組
- ② いじめの状況把握及び分析
- ③ 被害生徒に対する相談及び支援
- ④ 加害生徒に対する指導
- ⑤ 被害生徒の保護者に対する相談及び支援
- ⑥ 加害生徒の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ 基本方針を生徒，保護者，地域へ公開する
- ⑨ いじめ防止に係わる教職員組織を構築する
- ⑩ いじめに係わる検証を行うため，その内容を学校評価に位置づける
- ⑪ その他いじめの防止に係わること

5 いじめ未然防止対策

（1）いじめを生まない集団づくり

- ① 生徒の人格を尊重し，個性の伸長を図りながら，積極的な生徒指導を推進する。
- ② 自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す。
- ③ 自己実現の基礎である自己選択や自己決定を尊重する。
- ④ 共感的な生徒理解に努め，深い信頼関係を築く。
- ⑤ 全校朝会や学校だより等で，一人一人の心情に訴え未然防止・再発防止に努める。

（2）いじめを許さない学校づくり

- ① 生徒理解に努め，教師が子どもの些細な変化を見逃さないようにする。
- ② いじめに関する授業（道徳・学活等）を実践する。
- ③ 教職員によるきめ細かな観察，面談，情報収集と併せて，いじめに関する生徒アンケートを学期に1回以上実施し，内容についてダブルチェックを行い，いじめの兆候を見逃さないようにする。
- ④ 加害生徒に対しては，出席停止等の措置を含め，毅然とした指導をする。
- ⑤ 被害生徒に対しては，学校が徹底して守り通すという強い意志を日頃から示す。
- ⑥ 被害生徒が孤立する時間を意図的に作らないようにする。

（3）保護者や関係機関との連携・協力

- ① 「いじめは絶対に許さない」という本校の指導方針を，日頃より家庭や地域に積極的にアナウンスし，保護者や地域住民の理解を得るようにする。
- ② 万が一，いじめが発生したときは，当該担任のみで解決しようとせず，いじめ根絶委員会を中心とした組織で対応する。本人や保護者，地域住民等の訴えに謙虚に耳を傾け，迅速で正確な実態把握に努める。
- ③ 主な連携・協力機関
 - ・福島市教育委員会
 - ・福島県中央児童相談所
 - ・福島警察署
 - ・福島西部交番
 - ・学区内各地区健全育成協議会
 - ・福島市総合教育センター

6 いじめの早期発見

- (1) いじめのサインを認知するために
 - ① 生徒と一緒に過ごす機会の確保
 - ② 生活の記録や自主学習ノートを活用し、生徒の変化の把握
 - ③ 教師間での生徒の情報交換及び情報の共有
 - ④ SOSの出し方についての教育の推進
- (2) 教育相談を通じた把握
 - ① スクールカウンセラーとの連携
 - ② 保護者も気軽に相談しやすい関係の構築
 - ③ いつでも利用できる相談室の整備
- (3) アンケート調査による把握
 - ① 年間5回の学校生活アンケート調査の実施
 - ② アンケート調査でいじめ件数が0件の場合は、全家庭へ通知

7 いじめの早期解決のための取り組み

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ① 被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全確保
 - ② いじめ根絶委員会による対応と情報共有
 - ③ 多方面からの情報収集による正確な事実関係の把握
 - ④ 関係する保護者への説明と教育委員会への連絡と相談
- (2) 問題解決のための適切な指導と支援
 - ① 被害生徒や保護者への支援
 - ア 生徒に対して
 - 事実確認とともに、生徒の気持ちを受容的共感的に受け止め心の安定を図る。
 - 最後まで全力で守り通す姿勢を示し、できる限り不安を除去し、心身の安全を確保する。
 - スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、心のケアに努める。
 - 生徒の意向を考慮し、必要に応じて学校生活への配慮を行う。
 - イ 保護者に対して
 - 家庭訪問等で、保護者の心情に配慮しながら事実関係を正確に説明する。
 - 学校の指導・支援方針を伝え、今後の対応と経過について保護者との連携を図りながら解決に向けて取り組む。
 - ② 加害生徒への指導・支援や保護者への助言
 - ア 生徒に対して
 - 生徒が抱える問題や、いじめの背景にも目を向け事実確認を行う。
 - いじめが人権を侵す行為であることに気付かせ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - 生徒の健全な人格の発達に考慮しつつも、状況に応じて、出席停止や懲戒のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を取る。
 - いじめの要因や背景を踏まえ、スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、継続的な立ち直りに向けた指導支援を行う。
 - イ 保護者に対して
 - 正確な事実を伝え、理解を得た上で、適切な対応を行えるように協力を求めるとともに、継続的な助言に努める。

8 インターネット上のいじめへの対応

- (1) 未然防止のために
 - ① 情報の授業を通しての情報モラル教育の充実
 - ② 生徒教職員に対しての情報モラル講座の実施（防犯教室）
- (2) 早期発見・早期対応のために
 - ① 専門的な機関の相談窓口の周知
 - ② 書き込みや画像等の削除対応など具体的な方法の指導
 - ③ 学校生活アンケートと同時にインターネットに関するアンケートの実施

9 重大事態

(1) 重大事態の定義

重大事態とは

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第28条より)

(2) 重大事態の発生と報告

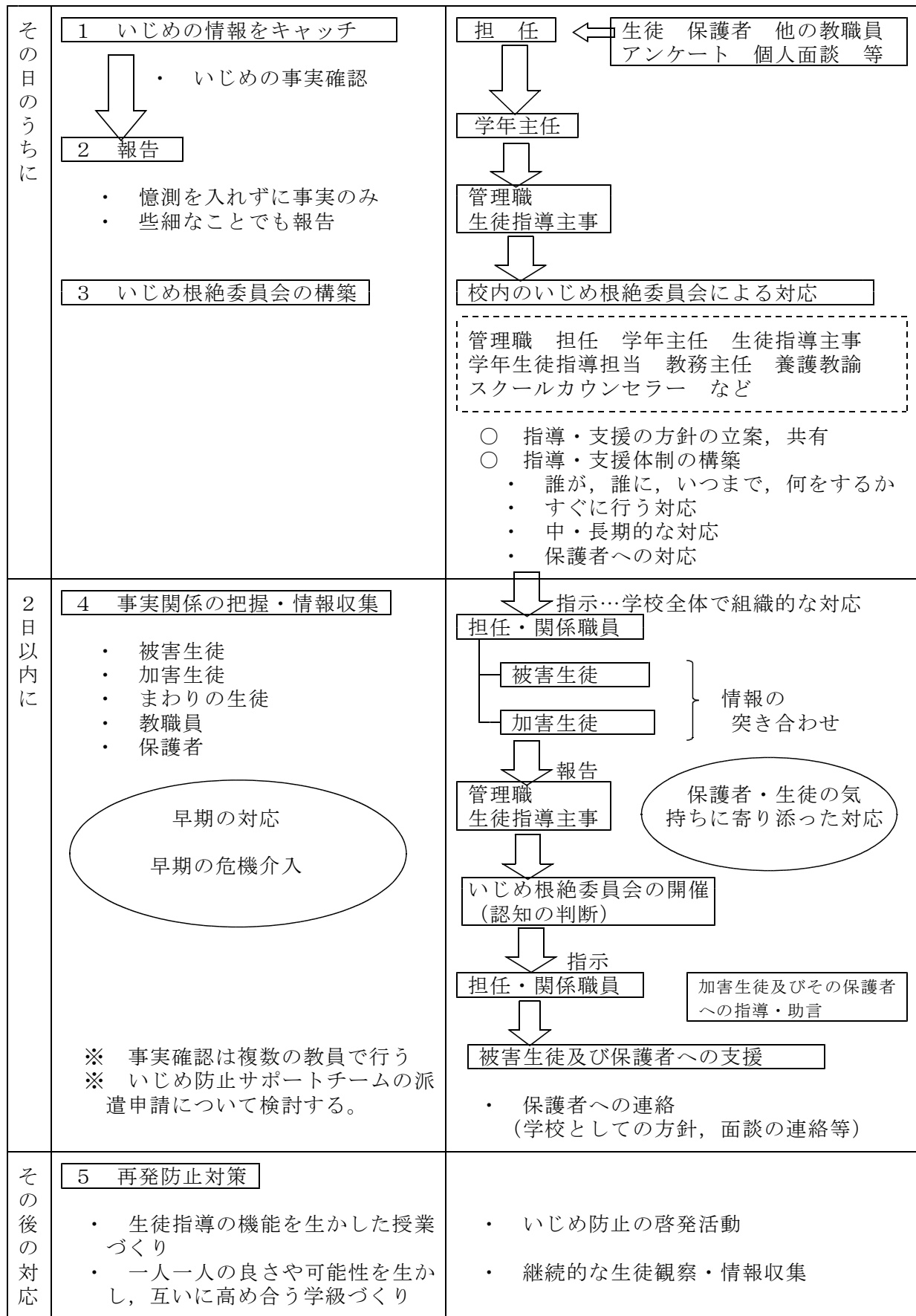
- 次の場合、7日以内に教育委員会を通じて、市長に重大事態の発生を報告
 - A 生徒の「生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - B 生徒が「相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
 - C 生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

(3) 重大事態への対応

原則として不登校重大事態は学校の調査組織が調査を行うことから、いじめ根絶委員会に適切な外部人材を加えた調査組織を設置し、調査を行い、調査報告書を作成する。

- ① いじめ根絶委員会を母体とした調査組織を設置
 - ・ 重大事態の性質に応じて適切な外部人材を加える。
- ② 事実関係の調査
 - ・ 客観的な事実関係を速やかに調査し、記録を累積する。
 - ・ 教育委員会に対して調査の状況を定期的に報告する。
 - ・ 被害生徒及びその保護者に対して定期的に連絡し、情報を提供する。
- ③ 累積した記録をもとに、調査結果の取りまとめ
 - ・ 聴取内容からいかなる事実を認定できるかを検討し、書面としてまとめる。
 - ・ 報告がまとまったら、教育委員会に仮報告する。
- ④ 仮報告後の助言を受けた調査結果を教育委員会に報告
 - ・ 被害生徒及びその保護者に調査結果を報告する。
 - ・ 被害生徒及びその保護者より報告書に対する意見書があれば、調査結果に添えて教育委員会に提出する。
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置の実施
 - ・ 教育委員会の他の調査組織や市長部局の再調査委員会による再調査に備え、調査資料を整理しておく。
 - ・ 調査結果を生かしたいじめ防止のための対策を講じる。

10 いじめへの対応



※ いじめ解消の判断

- いじめに係る行為が，少なくとも3か月間止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと